

三好市雇用維持助成金

従業員の雇用維持に努める事業者の方を応援します!!

従業員の雇用を守るため頑張っている事業者の方へ
「三好市雇用維持助成金」を交付します。

対象者

- ・ 三好市内の中小・小規模事業者

助成要件

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国が認める特例措置期間内に休業等を実施し、雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の支給を受けた事業者であること。

助成金額

- ・ 雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の対象となる従業員1人あたり1判定基礎期間につき10,000円を助成します。

※判定基礎期間とは、休業等の実績を判定する1ヵ月単位の期間をいい、休業等した事業所の毎月の賃金の締切日の翌日から、その次の締切日までの期間をいう。

申請方法

- ・ 裏面記載の提出書類を揃え、商工政策課へ提出してください。
(郵送可)
- ・ 本助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の利用回数に合わせて申請することができます。

お問い合わせ先

三好市役所商工政策課

〒778-0002 三好市池田町マチ2145-1

電話:72-7645

提出書類一覧

提出書類	様式
(1) 三好市雇用維持助成金交付申請書	様式第1号
(2) 雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し	—
(3) 雇用調整助成金等の支給申請書の写し	—
(4) 雇用調整実施事業所又は休業実施事業所の事業活動の状況に関する申出書 ※雇用調整助成金等の支給申請時に提出した場合	—
(5) 休業・教育訓練実績一覧の写し	—
(6) 提出書類一覧及び同意書	様式第2号
(7) その他市長が必要と認める書類	—

- ・ 雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の支給申請時に提出した書類には、ハローワークの受付印があること。
- ・ 受付印がない場合は、下記例を参考に支給申請書余白部分へ記載すること。

(例) ○年△月□日 ※申請日を記載
 申請内容に相違ありません。
 三好市●●町▲▲ ※事業所住所を記載
 ■■ ◆◆ ※代表者名及び押印